

# 東京外国語大学大学院総合国際学研究科協議会規程

〔平成 21 年 3 月 31 日〕  
〔規則 第 97 号〕

改正 平成 25 年 9 月 11 日大学院総合国際学研究科規則第 3 号  
平成 25 年 11 月 26 日規則第 55 号  
平成 27 年 3 月 12 日大学院総合国際学研究科規則第 2 号  
平成 28 年 3 月 12 日大学院総合国際学研究科規則第 3 号  
平成 30 年 4 月 25 日大学院総合国際学研究科規則第 1 号  
平成 31 年 3 月 12 日大学院総合国際学研究科規則第 2 号  
令和 4 年 11 月 30 日大学院国際日本学研究科規則第 2 号

(設置)

第 1 条 本学大学院総合国際学研究科（以下「研究科」という。）に、研究科教授会が必要と定めるものを審議し、研究科の円滑な運営を図るため、研究科協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長代理
- (3) 副研究科長 2 名
- (4) 博士後期課程各専攻長 3 名
- (5) 博士前期課程各コース長 5 名
- (6) 博士後期課程各専攻担当の委員 2 名
- (7) 博士前期課程世界言語社会専攻言語文化コース、国際社会コース及び国際日本専攻国際日本コース担当の委員 3 名
- (8) 研究科を兼担しているアジア・アフリカ言語文化研究所の教員から選出の委員 1 名
- (9) 研究科長の指名する委員 若干名

(委員の任期)

第 3 条 前条第 6 号から第 9 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学（研究科入学試験委員会に係る入学者選抜の実施に係る事項を除く。）  
又は課程の修了その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科に係る点検・評価に関する事項
- (4) その他研究科に関する事項

2 前項第 3 号の実施方法に関しては、別に定める。

(議長)

第 5 条 協議会は、研究科長が指名する副研究科長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、研究科長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 議長は、次に掲げる者を前項で規定する定足数から除くことができる。

(1) 国立大学法人東京外国語大学旅費規程(平成16年規則第128号)第2条第1項第3号に規定する出張中の者

(2) 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則(平成16年規則第52号)第40条第2項に定める研修中の者又は同条第5項に規定する特別研修中の者

(3) 国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規則第53号)第23条に規定する病気休暇又は第24条に規定する特別休暇の承認を受けている者

(4) 国立大学法人東京外国語大学採用、離職等に関する規程(平成16年規則第56号)第21条に規定する休職の承認を受けている者

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会等)

第7条 協議会に、必要に応じて専門部会又はワーキング・グループを置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学大学院協議会規程(平成16年3月18日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年9月11日から実施し、改正後の東京外国語大学大学院総合国際学研究科協議会規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の第2条第6号及び第8号により選出された者は、改正後の第2条第6号及び第8号により選出されたものとみなし、その任期は、なお従前の例による。

3 改正前の第2条第7号により選出された4名のうち、研究科長が指名する3名は、改

正後の第2条第7号により選出されたものとみなし、その任期は、なお従前の例による。

- 4 改正前の第2条第9号により指名された者の任期は、第3条の規定に関わらず、その任期は平成28年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月25日から施行し、第8条については平成29年4月1日から適用する。
- 2 第2条第6号により選出された者の任期は、平成30年4月1日からの研究科博士後期課程改組にかかわらず、第3条第1項に規定されたとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学研究科協議会点検・評価専門部会設置要項（平成26年1月22日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年11月30日から施行する。